

令和8年度

宮城県新規参入・新産業創出等支援事業費補助金
(グループ開発型)の手引き

令和8年4月

宮城県経済商工観光部新産業振興課

目 次

1 補助事業の概要	
1-1 補助事業の目的と財源	1
1-2 補助対象者	1
1-3 補助対象事業	1
1-4 補助率	1
1-5 補助限度額	1
1-6 事業期間	1
1-7 補助対象経費	1
1-8 事業イメージ	2
2 グループについて	
2-1 グループの構成	3
2-2 事業者等の定義	3
2-3 大学等との共同研究等	3
2-4 プロジェクトリーダー、サブリーダー、経理管理責任者	3
2-5 グループ内の経費運用	4
3 事業の流れ	5
4 事業計画書の提出	5
5 採択以降の流れ	
5-1 補助対象事業の採択	6
5-2 補助金交付申請書の提出	6
5-3 交付決定後のスケジュール、手続き等	6
5-4 補助事業の継続手続について	6
5-5 事業経過報告書の提出	6
5-6 経費処理	6
5-7 提出書類等	6

1 補助事業の概要

1-1 補助事業の目的と財源

本事業は、産産連携又は産学連携により構成されるグループの研究開発に要する経費の一部を補助することにより、新産業の創出や高度電子機械産業や自動車産業分野等の研究・技術開発の促進及び市場参入の推進を図ることを目的としています。

また、本事業は、「富県宮城の実現」に向けて、県内総生産10兆円達成をより確実なものにする産業振興施策「産業振興パッケージ」や、大規模な地震に備え、その被害の最小化を図るための施策「震災対策パッケージ」を重点的に推進するために導入した「みやぎ発展税(法人事業税の超過課税)」の税収を財源としています。

1-2 補助対象者

県内事業者等を含む、3者以上の事業者等又は2者以上の事業者等及び大学等で構成される、研究、技術開発に取り組むグループ

【例1】県内事業者(代表者)+事業者(県内外)+事業者(県内外)

【例2】県内事業者(代表者)+事業者(県内外)+大学等(県内外)

※次に該当する場合は、補助対象となりません。

- ①補助金の交付対象となる事業について、国、地方自治体又は産業振興団体の補助金を受ける場合
- ②暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等
- ③県税に未納がある者

1-3 補助対象事業

補助対象者が、高度電子機械産業及び自動車産業等の分野において行う新産業・新事業創出等のための研究・技術開発が対象事業となります。

1-4 補助率

補助対象経費の2分の1以内

1-5 補助限度額

1,000万円/年度(1グループあたり)

1-6 事業期間

最長3年間

※1 複数年度継続して補助を受けようとする場合には、継続の審査を受ける必要があります。

※2 やむを得ない事由により交付決定前に補助事業を着手する必要がある場合には、速やかに交付決定前着手届を提出してください。

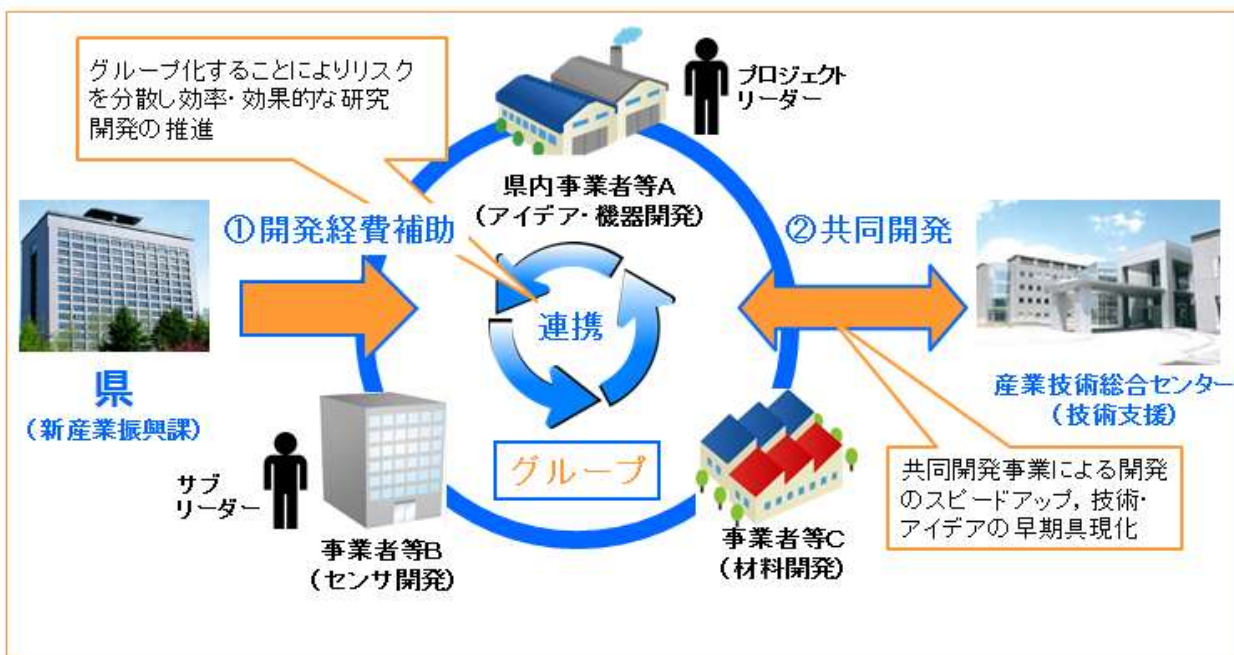
1-7 補助対象経費

研究・技術開発費及び需要開拓費(詳細は「補助事業実施の留意事項」を参照)のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの

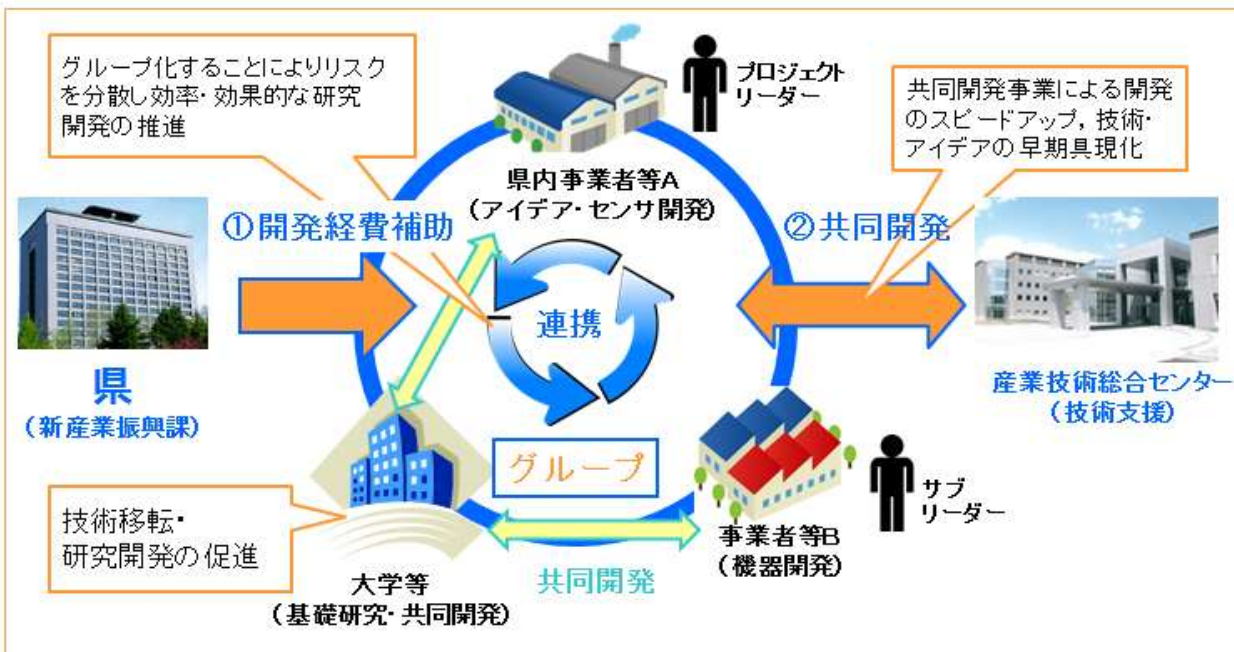
※ 消費税及び地方消費税は補助対象外です。

1-8 事業イメージ

A 産産連携による事業イメージ



B 産学連携による事業イメージ



2 グループについて

2-1 グループの構成

県内事業者等を含む、3者以上の事業者等又は2者以上の事業者等及び大学等で構成してください。
また、以下の条件を全て満たしてください。

- ①代表者は、県内事業者等とすること。
- ②グループを構成する事業者等は、補助事業実施の役割分担及び費用負担を行うこと。
(費用負担に関しては、大学等は対象外となります。)
- ③事業者等間で、「実施内容」、「費用の負担」、「研究成果の帰属」についての取り決めがあること。
- ④代表者に、主たる手続き、経費管理について委任を行うこと。
- ⑤グループを構成する事業者等の全部又は一部について、総株主の議決権の過半数を有する等、会社法第2条に規定する親会社等と子会社等の関係ではないこと。

2-2 事業者等の定義

事業者等	法人、その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。
県内事業者等	県内に事業所を置く事業者等をいう。
代表者	県内事業者等のうち、事業の主たる手続き、経費管理を行うもの。
大学等	次に掲げる機関をいう。 ①大学 ②高等専門学校 ③国立試験研究機関又は公立試験研究機関(宮城県産業技術総合センターを除く) ④研究開発を行っている特殊法人、独立行政法人及び公益法人

2-3 大学等との共同研究等

大学等と連携して事業提案する場合には、技術指導受入又は共同研究の形態をとり、技術指導受入契約又は共同研究契約を締結してください。

契約に伴い大学等へ支払う費用は、技術指導受入費又は共同研究開発費に計上してください。

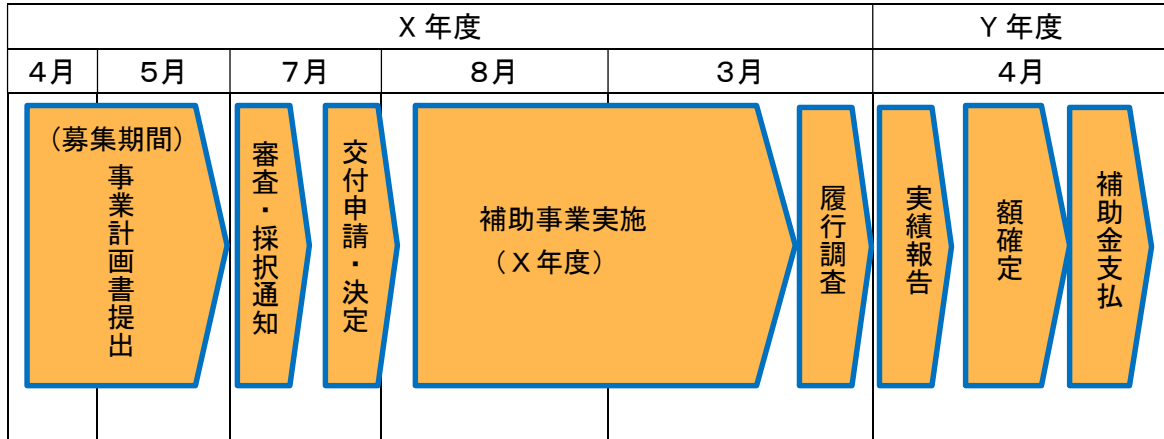
2-4 プロジェクトリーダー、サブリーダー、経理管理責任者

グループの代表者から、研究、技術開発の中心となるプロジェクトリーダー及び本事業の経理管理の責任者(以下「経理管理責任者」という。)を選出してください。

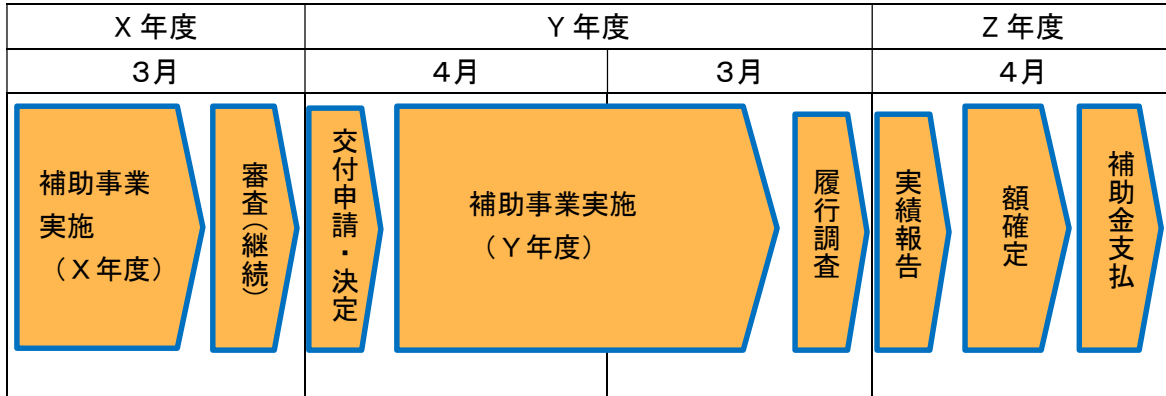
その他の事業者等から、プロジェクトリーダーを補佐するサブリーダーを選出してください。

3 事業の流れ

(1) 初年度の場合



(2) 継続年度の場合(県の複数会計年度で事業を継続し実施する場合)



4 事業計画書の提出・審査

補助金の交付を希望するグループは、別に定める提出期限までに、事業計画書に必要書類を添えて、県新産業振興課まで提出してください。

提出された事業計画について、審査会で審査のうえ、補助対象事業を決定します。審査会の詳細は改めて連絡しますが、審査会に参加し、プレゼンテーションをしていただきます。

なお、本事業は公募型事業のため、審査の結果、不採択となることがあります。

<提出書類>

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ①事業計画書(様式第1号) | ⑥定款及び登記事項証明書 |
| ②事業計画(別紙1) | ⑦納税証明書(全ての県税) |
| ③収支予算書・支出明細書(別紙1) | ⑧暴力団排除に関する誓約書・役員名簿 |
| ④委任状(別紙2) | ⑨会社案内等のパンフレット |
| ⑤最近3年間の財務諸表 | ⑩その他知事が必要と認める資料 |

※網掛けの書類は、グループを構成する事業者等ごとに提出が必要です。

5 採択以降の流れ

5-1 補助対象事業の採択

事業の採択、不採択については、グループの代表者宛てにその旨を通知します。

5-2 補助金交付申請書の提出

採択通知を受け取った代表者は、指定された期日までに補助金交付申請書を提出してください。

県が申請書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付決定を行い、その旨を申請者に通知します。

5-3 交付決定後のスケジュール、手続き等

交付決定後のスケジュール、手続き等については、「補助事業実施の留意事項」を確認してください。

なお、代表者は、グループ全体の事業遂行状況を把握するとともに、進捗を管理してください。

5-4 補助事業の継続手続について

翌年度も継続して補助を受けようとする場合には、指定された期日までに、翌年度の事業計画を提出してください。審査を行い、継続の可否を決定し、代表者宛てにその旨を通知します。

継続内定通知を受け取った場合は、指定された期日までに、補助金交付申請書を提出してください。

県が申請書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付決定を行い、その旨を申請者に通知します。

5-5 事業経過報告書の提出

補助事業の終了後5年間は、事業経過報告書を提出しなければなりません。毎年4月20日までに、前年度分の状況を報告してください。

5-6 経費処理

補助対象になるのは、交付決定日から補助事業年度の3月31日までの間に要した経費(税抜)です。また、支出が確認できるものに限りです。

経費処理や関係書類の整理については、「補助事業実施の留意事項」を確認してください。

5-7 提出書類等

新産業振興課のウェブサイト提出書類の様式を掲載していますので、確認してください。

書類の提出・問合せ先

宮城県経済商工観光部新産業振興課 産学連携推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

TEL:022-211-2721

E-mail: shinsanr@pref.miyagi.lg.jp